

令和8年度申告書の書き方 所得について

◎令和7年1月1日から令和7年12月31日までに生じた所得を申告します。

◎住所、氏名、個人番号、電話番号などを記入してください。

◎所得がなかった場合および収入が遺族年金、障害年金、失業給付金、育児休業手当金などの非課税収入のみの場合

「2 所得金額」の⑫に「0」と記入し、申告書裏面の「17 前年中に所得のなかった方」の該当する項目に☑をいれてください。

※この場合、記入事項は以上となります。

◎所得について、以下に記入内容についての説明を記載します。所得や収入がある方は、該当する項目の内容をご確認の上、申告書へのご記入をお願いします。

【1 収入金額等および2 所得金額について】

※「2所得金額」とは「1収入金額等」から必要経費を差し引いた金額となります。以下に記載のとおり、①～⑪欄の「2所得金額」がある場合はその所得に対する「1収入金額等」の欄も併せてご記入をお願いします。

区分	記載欄	内容等
事業所得	営業等	<p>①・ア 販売業・製造業・建設業・サービス業など営業から生じた所得、外交員・集金人・大工・内職の仕事などから生じた所得を記入してください。なお、内職その他家内労働者等については、必要経費の最低保障（65万円）が設けられています。</p> <p>※裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」及び別紙「事業所得収支明細」もご記入の上、提出してください。</p>
	農業	<p>②・イ 農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育などから生じた所得を記入してください。</p> <p>※裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」及び別紙「事業所得収支明細」もご記入の上、提出してください。</p>
不動産	③・ウ	<p>貸地、貸家、貸間、貸駐車場などから生じた所得を記入してください。なお、固定資産税、修繕費などが必要経費となります。</p> <p>※裏面「7 事業・不動産所得に関する事項」及び別紙「事業所得収支明細」もご記入の上、提出してください</p>
利子	④・エ	源泉分離課税以外の利子所得を記入してください。

配当	⑤・オ	株式、出資などの配当による所得を記入してください。未公開株式からの配当は必ず申告が必要です。 ※裏面「8 配当所得に関する事項」もご記入ください。														
給与	⑥・カ	<p>給与、賞与、事業専従者などの給与収入がある人は、源泉徴収票の「支払金額」を収入金額欄に記入してください。所得金額は下表のとおり計算します。</p> <p>なお、日給などの給与所得で、源泉徴収票のない人は裏面「6 紹介所得の内訳」もご記入ください。</p> <p>令和7年度税制改正により、令和7年分から給与所得金額の計算方法が異なりますのでご注意ください。</p> <p><令和7年分></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給与等の収入金額の合計額(A)</th> <th>給与所得の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>651,000円未満</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>651,000円以上1,900,000円未満</td> <td>(A)-650,000円</td> </tr> <tr> <td>1,900,000円以上3,600,000円未満</td> <td>$A \div 4$(千円未満切捨て) × 2.8 - 80,000円</td> </tr> <tr> <td>3,600,000円以上6,600,000円未満</td> <td>$A \div 4$(千円未満切捨て) × 3.2 - 440,000円</td> </tr> <tr> <td>6,600,000円以上8,500,000円未満</td> <td>$A \times 0.9$ - 1,100,000円</td> </tr> <tr> <td>8,500,000円以上</td> <td>A-1,950,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※給与等の収入金額が850万円を超え、次の(1)から(3)のいずれかに該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が受けられますので、申告書裏面(15 所得金額調整控除に関する事項)に氏名などを記入してください。</p> <p>(1)本人が特別障害者に該当する人 (2)年齢23歳未満の扶養親族を有する人 (3)特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する人</p>	給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得の金額	651,000円未満	0円	651,000円以上1,900,000円未満	(A)-650,000円	1,900,000円以上3,600,000円未満	$A \div 4$ (千円未満切捨て) × 2.8 - 80,000円	3,600,000円以上6,600,000円未満	$A \div 4$ (千円未満切捨て) × 3.2 - 440,000円	6,600,000円以上8,500,000円未満	$A \times 0.9$ - 1,100,000円	8,500,000円以上	A-1,950,000円
給与等の収入金額の合計額(A)	給与所得の金額															
651,000円未満	0円															
651,000円以上1,900,000円未満	(A)-650,000円															
1,900,000円以上3,600,000円未満	$A \div 4$ (千円未満切捨て) × 2.8 - 80,000円															
3,600,000円以上6,600,000円未満	$A \div 4$ (千円未満切捨て) × 3.2 - 440,000円															
6,600,000円以上8,500,000円未満	$A \times 0.9$ - 1,100,000円															
8,500,000円以上	A-1,950,000円															

公的年金等	⑦・キ	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などを受給した人は「公的年金等の源泉徴収票」の支払金額を収入金額欄に記入してください。なお、所得金額は次の通り計算します。																																																																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公的年金等の収入金額 (A)</th> <th colspan="3">公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る雑所得金額</th> </tr> <tr> <th>1,000万円以下</th> <th>1,000万円超 2,000万円以下</th> <th>2,000万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">＜昭和36年1月1日以前に生まれた人＞</td></tr> <tr> <td>900,000円まで</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>900,001円から 1,000,000円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>A-900,000円</td></tr> <tr> <td>1,000,001円から 1,100,000円</td><td>0円</td><td>A-1,000,000円</td><td>A-900,000円</td></tr> <tr> <td>1,100,001円から 3,300,000円</td><td>A-1,100,000円</td><td>A-1,000,000円</td><td>A-900,000円</td></tr> <tr> <td>3,300,001円から 4,100,000円</td><td>A×0.75-275,000円</td><td>A×0.75-175,000円</td><td>A×0.75-75,000円</td></tr> <tr> <td>4,100,001円から 7,700,000円</td><td>A×0.85-685,000円</td><td>A×0.85-585,000円</td><td>A×0.85-485,000円</td></tr> <tr> <td>7,700,001円から 10,000,000円</td><td>A×0.95-1,455,000円</td><td>A×0.95-1,355,000円</td><td>A×0.95-1,255,000円</td></tr> <tr> <td>10,000,001円以上</td><td>A-1,955,000円</td><td>A-1,855,000円</td><td>A-1,755,000円</td></tr> <tr> <td colspan="3">＜昭和36年1月2日以後に生まれた人＞</td></tr> <tr> <td>400,000円まで</td><td>0円</td><td>0円</td><td>0円</td></tr> <tr> <td>400,001円から 500,000円</td><td>0円</td><td>0円</td><td>A-400,000円</td></tr> <tr> <td>500,001円から 600,000円</td><td>0円</td><td>A-500,000円</td><td>A-400,000円</td></tr> <tr> <td>600,001円から 1,300,000円</td><td>A-600,000円</td><td>A-500,000円</td><td>A-400,000円</td></tr> <tr> <td>1,300,001円から 4,100,000円</td><td>A×0.75-275,000円</td><td>A×0.75-175,000円</td><td>A×0.75-75,000円</td></tr> <tr> <td>4,100,001円から 7,700,000円</td><td>A×0.85-685,000円</td><td>A×0.85-585,000円</td><td>A×0.85-485,000円</td></tr> <tr> <td>7,700,001円から 10,000,000円</td><td>A×0.95-1,455,000円</td><td>A×0.95-1,355,000円</td><td>A×0.95-1,255,000円</td></tr> <tr> <td>10,000,001円以上</td><td>A-1,955,000円</td><td>A-1,855,000円</td><td>A-1,755,000円</td></tr> </tbody> </table>	公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る雑所得金額			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	＜昭和36年1月1日以前に生まれた人＞			900,000円まで	0円	0円	0円	900,001円から 1,000,000円	0円	0円	A-900,000円	1,000,001円から 1,100,000円	0円	A-1,000,000円	A-900,000円	1,100,001円から 3,300,000円	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円	3,300,001円から 4,100,000円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円	4,100,001円から 7,700,000円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円	7,700,001円から 10,000,000円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円	10,000,001円以上	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円	＜昭和36年1月2日以後に生まれた人＞			400,000円まで	0円	0円	0円	400,001円から 500,000円	0円	0円	A-400,000円	500,001円から 600,000円	0円	A-500,000円	A-400,000円	600,001円から 1,300,000円	A-600,000円	A-500,000円	A-400,000円	1,300,001円から 4,100,000円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円	4,100,001円から 7,700,000円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円	7,700,001円から 10,000,000円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円	10,000,001円以上	A-1,955,000円
公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る雑所得金額																																																																												
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超																																																																										
＜昭和36年1月1日以前に生まれた人＞																																																																													
900,000円まで	0円	0円	0円																																																																										
900,001円から 1,000,000円	0円	0円	A-900,000円																																																																										
1,000,001円から 1,100,000円	0円	A-1,000,000円	A-900,000円																																																																										
1,100,001円から 3,300,000円	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円																																																																										
3,300,001円から 4,100,000円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円																																																																										
4,100,001円から 7,700,000円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円																																																																										
7,700,001円から 10,000,000円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円																																																																										
10,000,001円以上	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円																																																																										
＜昭和36年1月2日以後に生まれた人＞																																																																													
400,000円まで	0円	0円	0円																																																																										
400,001円から 500,000円	0円	0円	A-400,000円																																																																										
500,001円から 600,000円	0円	A-500,000円	A-400,000円																																																																										
600,001円から 1,300,000円	A-600,000円	A-500,000円	A-400,000円																																																																										
1,300,001円から 4,100,000円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円																																																																										
4,100,001円から 7,700,000円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円																																																																										
7,700,001円から 10,000,000円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円																																																																										
10,000,001円以上	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円																																																																										
※遺族年金、障害者年金等は非課税所得となりますので、記入しないでください。																																																																													
雑所得	⑧・ク ⑨・ケ	生命保険契約に基づく年金、原稿料、講演料、その他の報酬などほかの所得のいずれにも該当しない所得を記入してください。 ※裏面「9 雜所得（公的年金等以外）に関する事項」もご記入ください。																																																																											
総合譲渡所得、一時所得	⑪・コ・サ・シ	一時所得 …生命保険金、損害保険金の満期払戻金、賞金などの一時所得（特別控除50万円あり）を記入してください。 総合譲渡所得 …金地金、宝石、骨とう品、車両、ゴルフ会員券などの資産を譲渡することによって生ずる所得（特別控除50万円あり）がある場合に記入してください。 ※裏面「11 総合譲渡・一時所得に金額に関する事項」もご記入ください。 ※土地、建物、機械器具など資産の譲渡や山林の伐採、株式等の譲渡等がある場合→特別控除や特例適用の有無、計算方法など複雑ですので、該当のある人は、刈谷税務署にご相談ください。 刈谷税務署 ☎ 0566-21-6211（代）																																																																											